

東大阪市と株式会社東横インとの包括的連携に関する協定書

東大阪市（以下「甲」という。）と株式会社東横イン（以下「乙」という。）は、相互の連携を図ることで市民サービス向上と地域の活性化を推進するために、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な相互連携を図り、双方の資源を活用した事業に協働で取り組むことにより、市民サービスの向上と地域の活性化を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- （1）スポーツ・文化・産業に関すること
- （2）都市・環境に関すること
- （3）防災・治安に関すること
- （4）その他、本協定の目的に沿うこと

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な取組み内容は協議の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲と乙は、前条の連携及び協力に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲と乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第6条 甲と乙は、相手方に対して、次の各号について表明し保証する。

- （1）自らが「東大阪市暴力団排除条例」に定める暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者（以

下、「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと

- (2) 反社会的勢力であると知り得たものとの関係を一切遮断していること
- (3) 将来にわたり、反社会的勢力であると知り得たものとの関係を遮断すること

2 甲と乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲と乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

(協定の解除)

第7条 甲と乙は、東大阪市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱を順守するものとし、これに違反した場合には、本協定を解除することができるものとする。

(疑義の決定)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲乙誠意を持って協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、代表者の署名のうえ、各自その1通を所持する。

令和6年7月3日

甲 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市
代表者 東大阪市長

乙 東京都大田区新蒲田1丁目7番4号
株式会社東横イン
代表執行役社長